

第52回 改正個人情報保護法が全面施行へ

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

改正個人情報保護法が5月30日に全面施行されます。

「で、どう変わったの?」という声よりも「どう対応すればいいの?」という声が大きいのので、今回はこれをテーマにします。

とはいえ「どう変わったの?」も大切です。個人情報保護委員会のウェブページに掲載されている「個人情報保護の活用と保護に関するハンドブック」(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_280229sympo_pamph.pdf)に簡潔にまとめられていますので、参照ください。

7つのポイント

まず、改正にあたって差し当たり以下の7つの準備をしてください。以下では、企画旅行を例に説明します。

【その1】取引条件説明書面・申込書用紙の修正

募集型企画旅行では、個人情報の取扱いについてはパンフレット(裏面)や「旅行条件書」に記述されています。その中で「当社は土産品店(免税店)にお客様の個人データを提供しますがご希望されない場合はお申出ください。」という文言(原則提供で、本人の求めがあれば提供停止する扱いで、「オプトアウト」といいます。)を削除し、運送機関などと同様に土産品店への個人データの提供に關しても「本人の同意」を得るように「個人情報利用目的」に追加してください。また、旅行申

込書にも「個人情報の利用目的の明示」がなされている筈ですので、運送機関などの後に「土産品店」を追加します。オプトアウトとするには個人情報保護委員会に届出する必要があります。「本人の同意」に改めるものです。既に旅行条件書を印刷している場合などは「差込み」などで対応し、また受注型企画旅行も同様の修正をしてください。

【その2】受注型B to B約款で使用する書面の修正

受注型B to B約款による取引では、オメガナイザーが旅行参加者に配布する「参加要領」を【その1】に準じて修正してください。

【その3】要配慮個人情報の取得には本人の同意を得る

「要配慮個人情報」とは、人種、信条、病歴等が含まれる個人情報で本人の同意を得ることが原則義務化されます。そこで、「特別な配慮を必要とするお客様からの情報(障がいの状況や程度など)」は、ほぼこの情報に該当するものと考え、実務も踏まえて「口頭による同意」を取り付けて保管することとします。お客様の同意を取り付けた旨をヒアリングシートに聴取日時及び聴取者名等をメモして記録してください。

【その4】手配業務で使用する書面・データの保管(第三者提供に係る記録の作成等)

第三者に個人データを提供するときはその記録を残すことが必要です。皆様は、既に手配書やPNRなどの手配データを保管しています。これらがその「記録」となりますので、改めて「第三者提供に係る記録の作成」は不要です。保管期間は手配データの場合は1年ですが、旅行業約款の苦情の申出期間を考慮して2年間とするのが適当でしょう(貴社で決定してください)。

【その5】受注型B to B約款に基づいた契約の契約書面、

参加要領などの保管(第三者提供を受ける際の確認等)

第三者から個人データの提供を受けるには、当該第三者の氏名(法人名)、個人データ取得の経緯等の確認が必要です。実務では受注型B to B約款による取引でオメガナイザーから旅行参加者の個人データの提供を受ける際には、「企画書面・引受書」や「参加要領」が個人データの取得の経緯の「確認」となりますのでこれらを保管してください。保管期間は【その4】に準じます。

【その6】個人データの漏えい等の報告先は委員会と登録行政庁へ

万一、個人データの漏えい等が発生した際には、直ちに適切な措置を講じたうえで、事実関係や発生防止策について個人情報保護委員会と登録行政庁に報告してください(報告方法は個人情報保護委員会のウェブページに掲載される予定です)。

【その7】代理店業務に係る個人情報の取扱いの確認

貴社が保険代理店などの代理店としての業務を手掛けている場合は、個人情報の取扱いについては保険会社などの指示に従ってください。

改訂したJATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン

さて、以上の7つのポイントは4月に改訂した「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン」に基づいています。【その1】と【その2】は書面の修正が必要ですが、修正文の例はこのガイドラインに載せてあります。それ以外は業務手順の見直しや確認であり、そのうち【その3】【その4】は既に実施している事柄で心配には及びません。最後に、ガイドラインもご読覧ください。(堀江)